

緑区公告第 42 号

公示送達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地でない）ので、地方税法第 20 条の 2 及び横浜市市税条例第 10 条の規定により公示送達する。

送達する書類は当区役所税務課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 7 月 6 日

横浜市緑区長 佐藤 康博



送達を受けるべき者の氏名又は名称	別紙のとおり
送達する書類	令和 8 年度固定資産税・都市計画税（土地・家屋）納税通知書 （賦課年度：令和 8 年度）
（注意） 地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。	

